

議案第 76 号

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 11 月 30 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

桐生市福祉医療費助成条例(平成 19 年桐生市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「乳幼児、児童、生徒、心身障害者」を「子ども、重度心身障害者」に改める。

第 2 条第 2 項第 1 号中「又は医療」を削り、同項第 4 号中「又は医療費」を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分中「合計額」の次に「(次条第 1 項第 2 号に該当する者であって、受療の際に社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」という。)を提示しなかったものにあつては、第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げる額の合計額)」を加え、同項第 1 号中「又は医療」を削り、同項第 3 号中「当該保険外併用療養費を控除した額(入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額相当額を除く。)」を「ア及びイに掲げる額(次条第 1 項第 2 号に該当する者であつて、受療の際に減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額)を控除した額」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該保険外併用療養費

イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額

ウ 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

第 2 条第 3 項第 4 号中「当該療養費を控除した額(入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額相当額を除く。)」を「ア及びイに掲げる額(次条第 1 項第 2 号に該当する者であつて、受療の際に減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額)を控除した額」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該療養費

イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額

ウ 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「有するもの」を「有する者」に改め、「本市が行う国民健康保険の被保険者」の次に「とされる者」を加え、「有していたもの」を「有していた者」に、「群馬県後期高齢者広域連合」を「群馬県後期高齢者医療広域連合」に、「被保険者であったもの」を「被保険者であった者」に改め、同項第 1 号中「乳幼児、児童及び生徒」を「者」に、「次号」を「第 3 号」に改め、同項第 2 号ア中「掲げる障害」の次に「に該当する障害」を加え、同号イ中「掲げる障害」の次に「に該当する障害」を加え、同号ウ中「又は 2 級の項」を「及び 2 級の項」に改め、「掲げる障害」の次に「に該当する障害」を加え、同項第 3 号中「扶養しているもの」を「扶養している者」に改め、同項第 5 号中「(第 2 号に該当する児童を除く。)」を削り、同項第 6 号柱書中「高齢者の医療の確保に関する法律第 47 条」を「高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条、第 55 条又は第 55 条

の2」に、「後期高齢者医療広域連合」を「群馬県後期高齢者医療広域連合」に改め、同号ア中「掲げる障害」の次に「に該当する障害」を加え、同号イ中「又は2級の項」を「及び2級の項」に改め、「掲げる障害」の次に「に該当する障害」を加える。

第4条各号列記以外の部分中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

第6条中第2項を第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定に関わらず、市長は、受給者証の交付を受けた者に係る受給資格が有効期間の満了後においても明らかであると認めるときは、第1項の規定による更新申請がない場合であっても、有効期間の更新を行うことができる。

第6条第1項前段中「有効期間が満了する受給者証の所有者について、引き続き支給対象者であると認めるときは、」を「前項の規定により更新申請があった者について支給対象者であると認めるときは、」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

前条第2項の規定により受給者証の交付を受けた支給対象者又は保護者等は、有効期間以後においても福祉医療費の支給を受けようとするときは、資格の更新について市長に申請(以下、「更新申請」という。)を行い、認定を受けなければならない。

第7条の見出し中「受給者証」の次に「及び減額認定証」を加え、同条中「、加入者証又は健康手帳」を「又は加入者証」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第3条第1項第2号に該当する支給対象者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額の助成を受けるには、ともに減額認定証を提示しなければならない。

第8条の見出しを「(支給)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

- 1 前条の規定に基づき、受給者が医療機関等で受給者証を提示して、医療又は施術を受けたときは、市長は、前条に規定する福祉医療費として当該受給者又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が当該医療機関等に支払うべき費用を、当該受給者又は保護者等に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。
- 2 前項の規定に基づく費用の支払いを受けようとする医療機関等は、市長に請求するものとする。

第8条に次の2項を加える。

- 3 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、内容を審査し、当該医療機関等へ、前条に規定する福祉医療費として当該受給者又は保護者等に支給すべき額の限度において、その者が当該医療機関等に支払うべき一部負担金を支払うものとする。
- 4 前項の規定による支払いがあったときは、当該受給者又は保護者等に対し、福祉医療費の支給があったものとみなす。

第9条の見出しを「(支給の特例)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように

改める。

1 市長は、前条の規定による福祉医療が受けられない場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉医療費を受給者又は保護者等に支給することができる。ただし、第3条第1項第2号に該当する受給者であつて、受療の際に減額認定証を提示しなかったものにあつては、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額を控除した額を支給する。

(1) 受給者が、県外の医療機関等において医療又は施術を受けたとき

(2) 受給者の医療給付に係る一部負担金を、医療機関等に支払ったとき

2 前項の規定により福祉医療費の支給を受けようとするときは、市長に申請するものとする。

第9条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、福祉医療費の額を決定し、当該額を申請者に支給するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の桐生市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療に関する給付が行われたものについて適用し、施行の日前に医療に関する給付が行われたものについては、なお従前の例による。

## 議 案 説 明

### 議案第 76 号 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正に伴い、入院時食事療養費について、所要の改正を行おうとするものです。